

＜外貨定期預金＞商品概要説明書

1. 商 品 名	外貨定期預金	
2. 販 売 対 象	法人および個人の方	
3. 期 間	1か月、3か月、6か月、1年（普通定期）	
4. 預 入	預入方法	一括預入
	預入金額	最低預入金額は100通貨単位
	預入単位	預入相場は預入日のTTS
5. 払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払戻しします。</li> <li>・払戻日のTTB又は予約相場</li> </ul>	
6. 利 息	適用金利	固定金利 預入日の利率を満期日まで適用します。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を原則1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のお客さまは、総合課税が適用されます。</li> <li>・個人のお客さまは、源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）が適用されます。（マル優の適用が受けられません。）</li> <li>・為替差益損は雑所得（総合課税）として課税されます。</li> </ul> <p>※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税が附加され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>※2 平成28年1月1日から法人にかかる利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。</p> <p>※3 くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>	
8. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米ドル通貨によるお預けの場合 …米ドル入金1ドルにつき1円</li> <li>・米ドル通貨によるお引出しの場合 …米ドル出金1ドルにつき2円</li> <li>・米ドル旅行小切手によるお預けの場合…外貨取引手数料+立替金利</li> </ul>	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	満期受取円貨額を確定するために、先物為替予約を締結することができます。 1,000通貨単位以上	
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	期限前解約は原則としてお取扱できません。やむを得ず期限前解約される場合は、当金庫の外貨普通預金利率によって計算し、元金、利息から期限前解約に伴うコストを差引いたうえで、払戻します。	
11. 金利情報の入手方法	窓口へご照会ください。	
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部コンプライアンス統括課まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p align="center">～リスク管理部コンプライアンス統括課～</p> <p align="center">東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051）</p> <p align="center">フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時</p> <p align="center">F A X 03-6739-7721</p>	
紛 争 解 決 措 置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部コンプライアンス統括課若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部コンプライアンス統括課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優はご利用になれません。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における外貨普通預金利率を適用します。</li> <li>・為替相場変動リスクがあります。（為替相場の変動によってはお引出しの円貨額がお預入れ時の円貨額を下回る場合があります。）</li> <li>・取扱通貨は米ドル、ユーロです。</li> <li>・取扱時間は午前10時以降となります。</li> </ul>	
14. 預金保険について	預金保険制度の対象外です。	

＜外貨普通預金＞商品概要説明書

1. 商 品 名	外貨普通預金	
2. 販 売 対 象	法人および個人の方	
3. 期 間	期間の定めはありません。	
4. 預 入	預入方法	随時預入できます。
	預入金額	最低預入金額は1通貨単位
	預入単位	預入相場は預入日のTTS
5. 払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時払い戻しできます。</li> <li>・払戻相場は払戻日のTTB</li> </ul>	
6. 利 息	適用金利	変動金利
	利払方法	年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	計算方法	付利単位を原則1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のお客さまは、総合課税が適用されます。</li> <li>・個人のお客さまは、源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）が適用されます。（マル優の適用が受けられません。）</li> <li>・為替差益損は雑所得（総合課税）として課税されます。</li> </ul> <p>※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税が附加され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>※2 平成28年1月1日から法人にかかる利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。</p> <p>※3 くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>	
8. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米ドル通貨によるお預けの場合 …米ドル入金1ドルにつき1円</li> <li>・米ドル通貨によるお引出しの場合 …米ドル出金1ドルにつき2円</li> <li>・米ドル旅行小切手によるお預けの場合…外貨取引手数料+立替金利</li> </ul>	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____	
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____	
11. 金利情報の入手方法	窓口へご照会ください。	
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部コンプライアンス統括課まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p>～リスク管理部コンプライアンス統括課～          東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051）          フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時          F A X 03-6739-7721</p>	
紛 争 解 決 措 置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部コンプライアンス統括課若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部コンプライアンス統括課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優はご利用になれません。</li> <li>・為替相場変動リスクがあります。（為替相場の変動によってはお引出しの円貨額がお預入れ時の円貨額を下回る場合があります。）</li> <li>・通帳・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・取扱通貨は米ドル、ユーロです。</li> <li>・取扱時間は午前10時以降となります。</li> </ul>	
14. 預金保険について	預金保険制度の対象外です。	